

月次報告レポート (2017年10月)

中央大学法学研究科
博士後期課程1年
白瑞

研究内容について

中国法における監護制度

中国では、民法典が作成されておらず、親子関係については、主に「中華人民共和国婚姻法」(以下、「婚姻法」という。)および「中華人民共和国民法通則」(以下、「民法通則」という。)によって規制されている。1950年に婚姻法が立法され、社会主義中国で最も先に作られた法律である。旧ソ連法の影響を受け、婚姻法は単独の部門法として制定された。その後、1980年と2001年に改正された。現行婚姻法は2001年改正された婚姻法である。民法通則は1986年に制定され、社会主義中国の初めての成文化された民事基本法である。多くの大陸法国家は、親権制度によって親子関係を規制しているが、中国法は、日本法における親権と後見の概念を区別せず、双方の内容を含む監護という包括的な概念を用いている。

(1) 歴史的背景

古代中国の封建時代において、中央政府は儒教の思想を用いて社会全体を統治していた。家庭は家長に属し、家の中では子が必ず父に従い、弟は必ず兄に従い、妻は必ず夫に従い、家族全員は必ず家長に従う。いわゆる「家無二主、天無二日、国無二君、家無二尊」である。このように、家族を率いる家長は巨大な権限を持ち、子に対して「生殺与奪」の権を握る。古代中国の法律制度および法律文献の中では、「監護」という文言は用いられていない。そして、1911年に清朝政府により作成された「大清民律草案」において、初めて「監護」という文言が採用された。1925年に完成された「民国民律草案」と1930年に公表された「中華国民民法典」(中国初の民法典)でも「監護」という文言が用いられている。父母と子女の関係について、大清民律草案と民国民律草案では、「親権」という用語が採用されているが、この用語は、近代法における親権の意味ではなく、実際には、封建時代の家長権に相当するものである。中華国民民法典では、大陸法国家の親権制度を全面的に採用するようになった。2つの草案と中華国民民法典における「監護」は、現行中国法における「監護」の意味と違い、日本法における「後見」の意味を有する。1949年の共産党政権の成立によって、従来の法律は全面的に廃止された。1950年に制定された「中華人民共和国婚姻法」は、社会主義中国の初の家族法であり、親子間の権利義務関係について、親権と監護を使わず、個別の権利義務の規定によって規制している。

その後、1986年に制定された民法通則には、「監護」という名称で1節が設けられ、父母又は他の者が未成年者の監護人とされた。親権と後見は区別されず、統一的に「監護」制度として構成されている。ここでいう「監護」は、父母による子女に対する監護、他人による子女に対する監護および精神病患者に対する監護が含まれている。民法通則の施行によって、婚姻法における親子間の権利義務関係の規定は、監護制度の一内容として扱われるものとなったとする学説もある。民法通則における監護の規定と婚姻法における親子間の権利義務関係の規定が合わさり、未成年者の監護制度は確立された。その後、他の法律や行政規定にも監護や監護人、被監護人等の用語が用いられ、監護制度が社会的に受容されるようになり、現在では一般市民でも非常に分かりやすくなっている。